

〈法曹実務シリーズ 2〉

先輩法曹の言葉あれこれ

米澤 敏雄

第1 法曹を志す院生へ

第2 描くこと vs. 裁くこと

第3 空気ある判決文

第1 法曹を志す院生へ

1. はじめに

司法界の先人や先輩法曹らの言葉に加え、自らの約43年間の法曹経験（検事5年6か月、判事補・地裁判事・司法研修所教官・地家裁所長・高裁部総括判事・簡裁判事）を顧みて、これから法曹を志す院生らに対するアドバイスとして、

- ・転勤が多く、息の長い検察官・裁判官生活を充実して過ごす心構え
- ・弁護士の稼ぎ方・報酬の貰い方
- ・検事の起訴決済等の受け方
- ・望まれる裁判官像
- ・陪席裁判官として、合議・判決起案の姿勢
- ・一般職員から嫌われる裁判官の5つのタイプ

などにつき、勉強の合間にでも気楽に読めるよう項目的に列挙してみよう。

2. 転勤の多い検察官・裁判官の心構え

(1) 人事に関する3つの「ウ」

- ①自分の栄転に自惚れるな>同僚に比べて良い任地に転勤するとき
- ②同僚の栄転を羨ましがるな>ひがむな、くさるな
- ③異動を命じた上司を恨むな>転勤には、長いスパンを配慮した、それ相応の理由あり

東京の地検・地裁等でもっぱら刑事事件を担当して9年ぶりに地方へ転勤する際、私は「全国どこでもよいから、支部でなく本庁（優れた先輩が多くいるから）で民事を担当したい」と要望した。結果は岡山地裁本庁の民事部。身勝手な理由でなければ、希望は大体通る。

(2) 三「惚れ」主義

- ①仕事に惚れろ>仕事に遭り甲斐を感じよう。

私の検事から裁判官への転官理由は、授業などに譲る。

- ②任地に惚れろ>任地独特の良い面（人情・風土）を見つけよう。

横浜地裁から宮崎地裁に転勤し、日向の「新しき村」で、故武者小路実篤の夫人から、遺品やバーナード・リーチ作の陶器等を見せていただくなど、13回の転勤それに懐かしい思い出がある。

いわゆる田舎の任地に着任早々、前任地（東京など）に早く帰りたがっている素振りを見せては、職員は懐かない。

- ③女房（家族）に惚れろ>家庭の平穏が前提で、仕事に専念できる。

結婚披露宴における来賓の祝辞で、よく話される。

(3) 向上心を持続せよ

- ①学歴や司法試験・司法修習修了試験の成績等に安住するな。

実務で、どれだけ実績が上げられるかにより、評価される。

②誰にも、5年とか10年に1度は必ずチャンスがある。

敗者復活戦に備えよ。

東京近辺にいると、「出来ない」とすぐ目立つ。

逆に地方に行くと、「出来る」とすぐ目立つ。あの高裁管内には、Aという出来る裁判官がいるという情報がすぐ流れる。

地方に飛ばされたなどと「くさらないので」、任地の事件処理のほか、判例の検討等の勉強で実力をつけておくことが肝心。これを怠ると、チャンスを与えられても、能力不足で「やはり野に置けレンゲ草」になってしまう。

「何かをし遂げようとするならば、それを人前で言いなさい。」「もし名を惜しむ男なら、言った以上は、あいつは口先だけの男だと言われないためにそれを実行するだろう。」(岸盛一元最高裁判事>小林充著『裁判官の歳月』より)

③人事評価の心得

前任者の評価にとらわれず、自分の目で部下の人柄・能力をよく観察し、長所を見つける(美点凝視の精神)。

短所については改善指導をすべきで、「指導しないでバツをつけるな」である。

敗者復活のチャンスがあれば、若者は向上心に燃え、活気も出る。

(4) 型を覚えて型を破れ

- ・仕事の基本の型を覚えると、スムーズに事務処理ができる。
- ・その上で、さらに基本の型に工夫改善を加えて実践する。

(5) 緩急軽重を心得よ

- ・仕事をマンネリでなく、緩急と軽重のメリハリをつける。
- ・全てに100%を發揮していると、疲労がたまる。
- ・上司から見てもその人には余裕がないと思われ、迅速を要する重要な仕事を任せるのを躊躇したくなる。

(6) 怖い恩師・先輩を持て

期待し激励してくれる恩師・上司・先輩等がいると、その期待を裏切ること、顔向けできないようなこと、恥ずかしいことはできないから、頑張る。私の場合、学部・大学院を通じての恩師（商法教授）がいた。任官後も、私の出した転勤や時候の挨拶よりも詳しい温情あふれる激励の返事を必ず下さり、東京高裁の部総括判事に就任した時（恩師はその3カ月前にお亡くなりになった）、恩師の奥様から「主人はいつも、彼は必ず東京高裁の裁判長になると言つて、この栄転を楽しみにしていました。存命であればどんなに喜んだことでしょう。きっとお祝いをしたと思います」としたためたお手紙とともに、紅白のワインをご惠贈いただき、感涙した。

因みに、後にしばしば引用する三宅正太郎著『裁判の書』も、私が司法試験受験勉強中に、この恩師から必読の書と推奨されて入手したものである。

(7) 趣味を持て

- ・長丁場に息切れしないよう趣味等で気分転換を図る。
- ・ただし、実務を人並み以上にこなしていないと、「本務を疎かにして何だ」と非難されるから、要注意。

3. 弁護士の稼ぎ方・報酬の貰い方

(1) 最初の10年は足で稼げ>積極的に、人的接触や会合に出席する。

(2) 次の10年は頭で稼げ>勉強して、専門・得意分野を持つ。

(3) その後は信用で稼げ>以上で得た信用・知識・人脈で稼ぎ活躍できる。

(4) 報酬は、依頼者が有利な結果に感謝している間に貰うのがコツ。

一夜明けると、勝って当然な事件と思って報酬を出し渋る。（司法研修所の弁護教官などから、よく耳にした。）

(5) 弁護士数の予測と法曹三者の志望

- ・日本弁護士連合会が『2006年版弁護士白書』で「50年後の日本では、弁護士は現在の5.6倍の12万3,000人になる」との試算を行っている。
- ・弁護士数が増加すれば、依頼者側の要求も高度になるとともに、弁護士間の競争も激しくなる。
- ・法科大学院生の大多数が法曹三者のうち弁護士を志望しているが、法的紛争の審判者たる裁判官や公益の代表者として犯罪の捜査・公訴提起・適正な刑罰権の請求と執行を主たる職務とする検察官にも、相応の身分保障と報酬が確保されており、かつ、遺り甲斐もある。
- ・法曹三者それぞれの長所・短所と各自の性格・能力・家庭事情等を比較考量して、慎重に志望を選択しよう。

4. 検事の起訴決済等の受け方

- (1) あくまでも正確な報告を心掛ける。
- (2) 自分が起訴意見の場合でも、起訴に不都合な事実・証拠関係等も報告して隠さないこと。上司の判断資料・補充捜査の要否に關係する。
 - ・無罪を出して控訴審議の際に、起訴意見で決済を受ける際の報告内容が問題となり、上司の決済を誤らせた責任を問われる。
 - ・公判審理中に、弁護人の反証で無罪になる可能性が出てきたときは、時機を失すことなく上司に審理の経緯を正確に報告し、対策を検討すること。無罪判決が出てからでは、遅すぎる。

5. 望まれる裁判官像

- (1) まず基本的には法律家としての能力・識見が高いこと、事実認定・法律の解釈適用も正確であること、事件処理に必要な理論上、実務上の専門的な知識・能力を兼ね備えていなければならない。

(2) 幅広い教養に支えられた視野の広さ、人間性に対する洞察力、社会事象に対する理解力と同時に、人物・性格面では廉直、公正、寛容、忍耐力、判断力、独立の気概などの要素が望まれる姿である。（司法制度改革審議会第56回議事録より）

6. 裁判官の合議に臨む基本的態度

(1) 合議は証拠を中心に、私情（個人的感情）を介入させない。

- ・クール・ヘッド（冷静な頭脳）でウォーム・ハート（温かい心）。
- ・この逆（カッカした頭で冷たい心）はダメ。

(2) どこまでは意見が一致し（事実認定、法律問題とも）、どこから意見が分かれるのかを冷静に話し合う。

- ・1つの事実でも、判・検・弁の立場によって、異なる見方がありうる。東京地検検事から東京地裁判事補に転官したとき、痛切に感じたケースがあった。

・「見解の対立時には両極端から中庸へ。」（戸田弘元最高裁判事）

甲説を突き詰めるとどうなるか、乙説を突き詰めるとどうなるかを議論しながら、本件の証拠関係ではどうなるかを合議する。

・「合議は飛び乗り飛び降り自由である。」（横川敏雄元札幌高裁長官）

他の裁判官の意見が証拠上、あるいは判例・学説に照らして相当と納得したら、先に言った自分の意見に拘泥しない。

(3) お互いに、もう一晩考えてから、再度合議しよう。

- ・「裁判に対する心掛けは、智慧才覚にたよらず、どこまでも愚直に終始して、狙いどころをあくまで追求するところにある。……裁判官は本来自分の意見で事を決し、自分の手で判決を草し、自分の職務の範囲内では直情径行、各自の実力と持ち味とを思ふさま発揮し、しかもその結果につき全責任を負う仕組みになっているから、愚直や執拗が、ここでは累にならず

して、却って美德となる。」（三宅正太郎著『裁判の書』「愚直」より）

- (4) 裁判長の意見は長い経験に基づくもの
盲信することはいけないが、尊重すべきもの。

7. 陪席裁判官の判決起案（複雑・困難なケース）について

(1) 論告前に起案しておき、論告、弁論の都度、修正の要否を検討する。

(2) 提出予定日を厳守する。

①書きやすい部分から、まず、書き始める（例えば、法令の適用から）。動機その他、文章を推敲する必要のあるところから始めると、筆（パソコンのキー）が進まない。

②未完成でもよいから、提出日までには、必ず出す。

裁判長の立場からすると、起案の進捗状況が気になる。

(3) 内容のチェック

①事実認定や法律問題に腐心していると、法改正、未決算入、没収など付隨的な部分でケアレスミスの危険あり。

判決チェックリストの活用と条文は必ず読む。

②判決文を朗読するのは、裁判長である。

他人の表現を朗読するのでは、「気合」が入らない。単に表現だけのことでの証拠と心証に反していなければ「裁判長の趣味」の問題として、大目に見て、裁判長の添削に従う。陪席もいずれ裁判長の時代が来るのだから、順繩りだ。

③内容>「第3 空気ある判決文」を参照。

8. 書記官室と裁判官の協働

(1) 職員に嫌われる裁判官の5つのタイプ

- ①エリート意識を露骨に言動に表す人
 - ②上にへつらい、下に厳しい人
 - ③他人の言い分を無視する人
 - ④いわゆる渋ちんで、お金に汚い人
 - ⑤些細なことにこだわり、文句を言う人
- (一般職員のアンケート結果より)

(2) 職場での心掛けあれこれ

- ①国民から期待される裁判の実現は、裁判官だけでなしうるものではなく、職員との円滑な協働によってこそ達成できる。
- ②相手を傷つけないで、本音を伝える。
- ③出勤がいやだなーというような雰囲気を作らない。
 - ・1日の大半は職場にいるのだから、その職場を自分が「楽しく」しようと心掛ける。
 - ・いつも愚痴をこぼしたり、トラブルメーカーと言われないこと。

第2 描くこと vs. 裁くこと

かねて、車窓からでなく静岡の地に足を着けて、秀麗な富士山をじっくりと眺めてみたいと思っていた。図らずも、八月末、静岡地裁に赴任となった。すぐにもその願いが叶うものと思い込んでいたが、富士はなかなかその雄姿を見せてくれない。1カ月ほどして、ようやく例年より数日早い初冠雪の靈峰に出会うことができ、感激した。

趣味の1つとして油絵を描くようになって三十数年になる。二十数年前に、グループの写生旅行で忍野八海から富士を描いたが、とても見られるような絵

にできず削ってしまった。以来、1度も富士山を描いていない。当地に勤務する間にいろんな角度から富士に挑戦してみたい。今度も偉大な対象に圧倒されてしまうのだろうが。

漱石は、『草枕』で、画家は「人の世を長閑にし、人の心を豊かにするがゆえに尊い。」と言っている。私は、そのような大それた望みは抱いていないが、せめて自分の心を豊かにできる程度の絵が描ければと思う。画風としては、林武や中川一政のように、力強く動きのある絵が好きだ。その林画伯は「感動のままに対象を画布に写して美を表現する。」と言い、中川画伯は「絵はいかに最初の感動を表現するかにある。絵は汚くてもよいのだ。それより生きているか死んでいるかが問題だ。」と言っている。私も、これらに倣って、対象を探して歩き、描きたい感動が起きたときカンバスに向かい、どういう構図で、対象のどこにポイントを置き、どこを省略し、何色を基調とした絵にするかを構想する。対象から伝わってきた感動をカンバスに表現するために必要と感じれば、必ずしも対象の客観的形態や色彩に囚われることなく、自分の主觀で形や色を選択する。その結果、他人から見ればとうてい観賞に値しない駄作になっていても、自分が恥をかくだけで何ら違法でもなければ人権侵害にもならない（私が人物画を描かないのは、名誉毀損の絵になってしまうからだ。その心配のない自画像は10年に1度くらい自分史として描いている）。

絵は対象の客観的存在から飛躍した極めて主観的な感動を、主観的な選別と解釈と表現方法によって描写した産物である。私など、予断と偏見に満ち溢れた絵を描いていることになる。

これに対して、裁判においては、予断と偏見こそ最も排除すべきものであり、あくまでも客観的真実を追求しなければならない。この点では、絵を描くときの精神の働きと裁判をするときの精神の働きは、大きく異なっている。

しかし、この両者にも共通点がある。例えば、素晴らしい富士の手前に無粋な煙突や鉄塔があれば、絵を描くときには当然これらをカットするし、凶悪事件の被告人や被害者が美男美女であるか否かは、裁判では無視される。すなわち、絵を描くときには、眼前にある諸々の風景の中から絵画的に必要なものと

そうでないものとを取捨選択し、対象を絵画的に再構成する。裁判（民事、刑事を問わず）をするときには、種々雑多な社会的事実の中から法律要件・効果に価値・影響があるものとそうでないものとを取捨選択し、現実の社会的事実を法律的に再構成する。

このように絵も裁判も、対象である諸々の現実存在の中から美的あるいは法的選択基準に従って価値・影響の有無を判断し取捨選択して対象を再構成する精神作用には、相通じる点がある。

また、汚くとも「心を豊かにし」、「感動が感じられ」、「生きている」ことが絵の真価であるが、刑事裁判においても、事案の真相を厳密に追求し、刑罰法規を適用して言い渡した重い実刑判決に被告人が満足した場合なども、「生きた裁判」と言えるのであろう。かつて、某地裁における強盗致傷被告事件で懲役8年の判決を言い渡した後日、担当弁護人から「あの刑は相場より重いと感じて被告人に控訴しようと話したら、『すぐ服役します、自分は今まで何回か裁判を受け、警察や検察で人間のクズ、ダニのように扱われてきたが、今回はじめて裁判長から、元の雇主の言葉を引用しながら、被告人の自分にも長所があることを指摘してくれて、今度自由な身になったらその長所を生かして真っ当な人生を過ごすよう諭されたことが嬉しかった』と被告人が言っていた」と聞かされたことがあった。

先人曰く、「かくの如く同一の事件に対する裁判の結果が、裁判官の主観的傾向によって異なるの理を、公平を欠くものとして訝しく思う人もある。しかし、裁判そのものには、本来規格もなく、相場もない。裁判の価値は、裁判の結果ではなくて、味わいである。その味わいとは、裁判を受けた者をしてその裁判に心から悦服せしめることであり、裁判の中の正義と仁愛とを心から信ぜしめることである。結果における違いは、——物質的見方では大きく映るけれど、——その心服の前には極めて小さな存在でしかない。徒に公平を願って死んだ裁判を得るよりも、不均等でも活きた裁判を私は望みたい。」と。（三宅正太郎著『裁判の書』「流儀」より）

第3 空気ある判決文

子規の短歌に、「色厚く、絵の具塗りたる油画の、空気ある絵を我は喜ぶ」（明治32年作「本郷まで」13首中の1首）というのである。俳人・歌人の子規は、油画や水彩画も描いた。

カンバスに油絵の具を塗って描いたがうまく表現できなくて削り、その上に改めて対象をよく観察しながら絵の具を重ねるという苦心を繰り返すうちに、厚ぼったい画になってしまっているが、どことなく爽やかな空気（立体感）が感じられる画が好きだと、子規が詠んだものであろうと自己流に解釈している。私もこの短歌のような油画が描けたらなあと思いながらいつも絵の具を重ねている。その結果は、色が濁り、生彩がなく、空気の感じられない画になってしまうのだが。

牽強付会だとの非難を受けるだろうが、この短歌の精神は裁判所の審理・判決にも通じるところがある。争点中心の充実した審理をするために、事件当事者と激しいやり取りを繰り返しながら双方の主張を真正面から受け止めて公判審理を重ね、中立公平の立場から法理に適った判決書を時機に遅れず仕上げて言い渡しを終えたが、顧みて、裁判官として爽やかな充実感を覚えて後味の悪さがなく、その上、当事者が書記官や廷吏に礼を述べて法廷を出したことなどを後で耳にしたようなときは、「空気ある」審理・判決であったと言えるのだろう。

三十数年前、私が東京地裁刑事9部の右陪席をしていたころ、故戸田弘裁判長（最高裁判事在任中にご逝去）から訴訟指揮や事実認定のほか、判決に関しても、

- ①「膨大な記録に圧倒されないように」、
- ②「主任の裁判官は、全記録の1頁から最後の頁まで1度は必ず正確に読むこと」、「被告人が真犯人であれば、自分の行動に関しては全部を知っている。裁判官が法廷の審理と記録だけで余り微に入り細をうがった断定をすると細部では真実に反した認定となる可能性がある。そのようなことがあると、被

告人から裁判官はあの点を間違っていたじゃないかとして判決全体の信用を失うことになるから、犯行に至る経緯、動機、情状等については、確実に認定できる大筋を判示するのがよい」、

③「大型事件では検事の論告以前に判決起案をしておき、論告や弁論を聞いて、当初の起案について修正の要否を検討すべきである。そうすると、結審後、早期に判決できる」、

などとご指導を受けるとともに、簡潔で品格のある判決文となるよう添削していただいた。その添削された判決起案を今も数件大切に保存している。

その後、4年間の民事（合議・単独）と3年間の刑事単独の経験を経て、刑事の裁判長として陪席を指導する立場になったが、ほとんどは戸田裁判長のご指導ができるだけ多く実践し伝えるよう心掛けたにすぎない。

裁判官の晩節に達しても私が心していたことは、争点の多い事件の判決に関して言うなれば、冒頭の子規の短歌になぞらえて「空気ある判決文」の作成とでも言えようか。そのためには、以下のようなことを、指導・実践した。

①被告事件の争点に関する証人尋問や被告人質問では、「重要な生の言葉」をメモしながらその供述態度・誠実性をも観察するとともに、他の物的・人的証拠との矛盾点があれば補充尋問をし、それらを総合して信用性を判断し、なるべくその当日に関連の争点について中間合議をする。

②証拠調べが終了した時点で、争点に関して、不動の客観的証拠があればそれを中心として諸々の情況証拠と対比・検討しながら合議をし、さらに事件全体を総合して不自然・不合理な点の有無をチェックして最終合議とする。

③主任の裁判官は、判決文のおおまかな構想を決めた上、各争点の説示順序とその部分に当てるスペースを論点の重要度に応じて考える。

④判決文においては、罪体部分についてはもちろん、量刑部分についても、説示は逐一証拠に基づいた表現を心掛け、証拠を離れた修飾語は用いない。説得力のある判決文に必要なのは、修飾ではなく、証拠による的確な説示である。適宜、証拠の関係部分を簡潔に、あるいは、そのまま引用することにより、具体性、迫真性が出て説得的になることもある。

⑤事件に対する裁判官の思い入れが強すぎて、過剰な表現や詳細にすぎることは厳に慎むべきであるが、他方、当事者双方の主張する論点に真正面から取り組んで検討・判断した様子が感じられない平板単調な判決文に墮してはならない。

⑥「空気ある判決文」であるためには、以上のほか、裁判官の判決に取り組む気迫と論点についての鋭い洞察力が判決文のどこかに感じられれば「私は喜ぶ」である。

先人曰く、「断定型判決は、確信的で絶対的な言明というニュアンスをもつている。それは、裁判の『無謬性』への信仰にマッチし、またそれへの期待や憧れにこたえるスタイルである。そこにあらわれているのは非人格的な法の声であり、現世的人間である裁判官その人の肉声ではない」といった響きがそこにはある。人はその断定に承服するしかないのであり、同じレベルに立っての批判や議論をはさむ余地に乏しい。

これに反して、説明型判決は、裁判の『可謬性』の前に身を投げだし、同じレベルに立つ批判や反論を予測しつつ、これに対する説得や弁明を試みるという姿勢をもっている。説明は、おのずからこれに対する批判や反論の手がかりを与え、比較評価の対象を提供するものである。それは、裁判主体の世俗的現存在そのものを、それがもつすべての人間的欠陥とともにさらけ出す。」と。
(中村治朗(元最高裁判事)著『裁判の世界を生きて』「判決のスタイル」より)